

31建指第183号

令和元年5月16日

関係団体の長様

愛知県建築局長

(公印省略)

愛知県開発審査会基準第13号（介護老人保健施設）の改正について（依頼）

本県の開発許可行政の推進につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、別紙のとおり愛知県開発審査会基準第13号（老人介護保険施設）の許可基準を改正し、令和元年5月16日から施行されることになりました。

つきましては、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

また、貴団体会員からの質問等がある場合、御多忙中恐縮ですが、事務局におきましてお取りまとめいただいたうえ、建築指導課開発グループあて御連絡いただければ幸いです。

なお、愛知県開発審査会基準第13号については、愛知県ホームページ（ネットあいち）にも掲載します。

担当 建築指導課開発グループ

電話 52-954-6588（ダイヤルイン）

FAX 052-951-0840

アドレス kenchikushido@pref.aichi.lg.jp